

公衆浴場における申請・届出等について



公衆浴場とは？

温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。
いわゆる銭湯のほか、保養を目的としたヘルスセンター、スポーツ施設に併設された浴場、サウナ、岩盤浴、個室付き浴場などが該当します。

公衆浴場を営業するときは？

公衆浴場を営業しようとするときは、公衆浴場法の規定に基づく営業許可を受ける必要があります。
ただし、他の法令等により衛生措置が講じられている病院、遊泳用プールに付帯する採暖室などは対象外となります。
公衆浴場は、法律や条例等で構造設備基準、衛生基準等が定められています。

公衆浴場の営業許可を受けた後は？

次の一覧表のとおり、営業許可申請の内容に変更が生じた場合などは手続きが必要となります。
なお、増改築等の規模によっては、新たな営業許可を受ける必要がある、もしくは、法律や条例等で規定する基準に適合しない、といった場合もあります。
増改築等を計画している場合は、事前に保健所にお問い合わせください。

申請・届出様式	例 示	提出期限
公衆浴場営業許可申請書	①新たに公衆浴場を営業するとき ②営業施設を移転して営業するとき ③申請時から、大幅な増改築をするとき(おおむね 1/2 の増改築) ④営業者が変更するとき(承継を除く) ⑤営業の種別を変更するとき 注)②～⑤の場合、既設の公衆浴場の廃止手続きが必要です。	あらかじめ ＜手数料＞ 22000 円
公衆浴場営業許可申請書等 記載事項変更届	①施設の名称を変更したとき ②営業法人の住所、法人の名称又は代表者を変更したとき ※変更履歴がわかる登記事項証明書(原本)を添付 ③営業者の住所を変更したとき ④婚姻等により営業者の氏名を変更したとき ※戸籍抄本等で氏名の変更がわかるものを添付 ⑤営業者の地位を承継したとき ⑥構造設備を変更したとき 注)変更の内容によっては、新規申請が必要な場合があります。 事前に、御相談ください。	変更後 10 日以内
公衆浴場営業許可証 再交付申請書	許可証の汚損、破損、亡失により、許可証の再交付を受けたいとき	必要と なったとき
相続による営業者地位承継届	経営する個人の死亡に伴い、相続により営業を承継したとき	遅滞なく
譲渡による営業者地位承継届	事業譲渡により、営業を承継したとき	遅滞なく
合併による営業者地位承継届	法人の合併により、存続又は設立した法人が営業を承継したとき	遅滞なく
分割による営業者地位承継届	法人が分割により営業を承継したとき	遅滞なく
公衆浴場営業停止届	営業施設の全部又は一部を停止したとき	停止後 10 日以内
公衆浴場営業再開届	営業施設を停止後、再び営業を開始したとき	開始後 10 日以内
公衆浴場営業廃止届	営業施設の全部又は一部を廃止したとき	廃止後 10 日以内
患者入浴許可申請書	療養のための専用の入浴施設を設けようとするとき	あらかじめ

※様式は、高松市ホームページからダウンロードできます。

公衆浴場 届出 検索

公衆浴場の適正な維持管理について



公衆浴場における入場者の衛生等に必要な措置を図るため、法律や条例等で次のような基準が定められています。これらの基準を遵守し、快適な環境を保てるよう適正な維持管理に努めましょう。

1 入浴者に関する基準

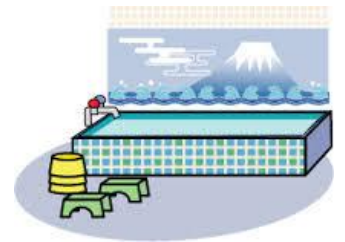
- (1) 伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては入浴を拒むこと。
ただし、療養のための公衆浴場で、あらかじめ許可を受けた専用の入浴施設には、入浴させることができる。
- (2) 浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。
- (3) 公衆衛生上、入浴者が守るべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 認められた場合を除き、7歳以上の男女を混浴させないこと。
- (5) 入浴者の衣類、履物及び携行品を安全に保管することができる設備をもうけること。

2 施設等の衛生的な管理に関する基準

- (1) 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が利用する場所は、十分な換気及び適当な採光又は照明を維持すること。
- (2) 浴槽水の温度は、入浴の目的に応じて適温に保つこと。
- (3) 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が利用する場所は、毎日清掃を行ない、常に清潔を保つこと。
- (4) タオル、くし、カミソリ等を貸与する場合は、未使用のもの又は消毒したものとする。

3 サウナに関する基準

- (1) サウナ室内を容易に見通すことのできる窓を設けること。
- (2) サウナ室内を目的に応じて適温に保つこと。
- (3) サウナ室内の温度調節設備、温度計を備えること。
- (4) 見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は入浴者の安全に注意すること。



4 公衆浴場における衛生等管理要領等

厚生労働省より示された「公衆浴場における衛生等管理要領」（令和2年12月10日一部改正）に則して、公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業員の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により公衆浴場における衛生等の向上及び確保を図りましょう。

※ 衛生等管理要領は、高松市もしくは厚生労働省のホームページから閲覧できます。

ご不明な点がございましたら、ご相談ください

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係
〒760-0074 高松市桜町一丁目10番27号
(TEL)087-839-2865 (FAX)087-839-2879
(電子メール)seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp

